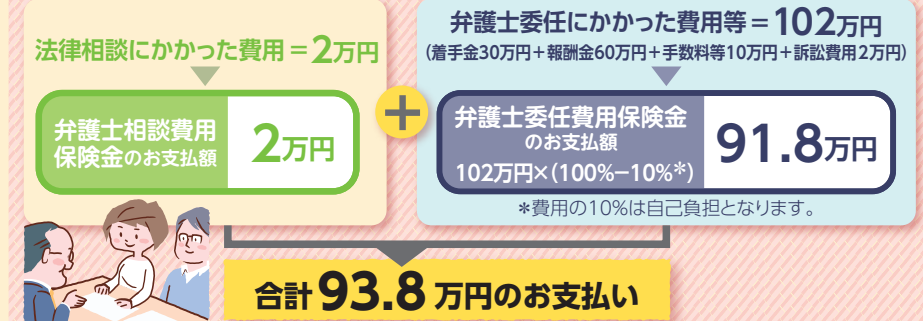


歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷した。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、満足のいく賠償金を受け取ることができた。



生活クラブオリジナル 弁護士費用保険「標準傷害保険／弁護士相談・委任費用補償特約」の重要事項のご説明

- この書面では、弁護士費用保険「HELP!（ヘルプ）」（標準傷害保険／弁護士相談・委任費用補償特約）に関する重要事項（契約概要【注意喚起情報】等）について説明しています。ご加入前に必ずお読みください。また、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご加入者以外にこの保険の保障を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載していることからお伝えください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご加入のしおり」をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

ご加入前の確認事項

- 1 契約形態について**
 - この保険は、生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会を保険契約者とし、生協の組合員やそのご家族を被保険者とする団体契約です。

- 2 商品のしくみ 契約概要**
 - 弁護士費用保険「HELP!（ヘルプ）」（標準傷害保険／弁護士相談・委任費用補償特約）は、様々な急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされたときや、日常生活で法的トラブルにあったときの弁護士費用などについて保険金をお支払いする保険です。

- 3 ご加入者の範囲 契約概要**
 - この保険にお申し込みいただけますのは、生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会の組合員となります。
 - (注)「ご加入者」とはこの保険にお申し込みいただく方を行います。

- 4 被保険者としてお名前をご記入いただける方 契約概要**
 - 被保険者とは、次の①～③のいずれかおひとりをご指定ください。
 - ① 組合員
 - ② 上記①の配偶者、ご両親
 - ③ 上記①と生計を共にする同居の親族、生計を共にする別居の未婚のお子さま
 - (注)「被保険者」とはこの保険の保障を受けられる方で、加入申込書に「被保険者」としてお名前をご記入いただいた方をいいます。また「親族」とは、組合員またはその配偶者の親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「未婚」とは、これまでご結婚歴がないことをいいます。

- 5 主な保障内容 契約概要 注意喚起情報**
 - 保険金をお支払いする場合
本パンフレット記載の保障の概要「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。
 - 保険金をお支払いできない場合
本パンフレット記載の保障の概要「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。
 - ※主なものを記載しています。詳細は「ご加入のしおり」等でご確認ください。

- 6 保障の開始・終了時期および保障期間 契約概要 注意喚起情報**
 - 保障の開始は、毎月所定の締切日15日（北海道は10日）までに加入申込書をご提出いただきますと、その締切日の翌月7日の午前0時からとなります。
 - 保障の終了は、保障開始後最初に到来する7月1日の午後4時45分となります。
 - 保障期間は、特約のお申し出をされ限り限り、毎年1年間自動的に継続します。継続後の保障期間は、7月1日の午後4時から翌年の7月1日の午後4時までとなります。

- 弁護士相談・委任費用補償特約の保険責任について**
 - 弁護士相談・委任費用補償特約の保険責任は午前0時に始まりませんが、「人格権侵害に関する紛争」の保険責任は、初年度契約の保障期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日の翌日の午前0時に始まりです（責任開始日）。責任開始日より前に原因事実⁽¹⁾が発生していた紛争については、保険金をお支払いできません。
 - (注) 原因事実とは、弁護士相談または弁護士への委任に至る紛争の原因となった法的トラブルをいいます。

- 7 保障の重複に関するご注意 注意喚起情報**
 - 次の特約等のご加入にあたっては、保障内容が同様のご契約（傷害保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。）が別にある場合、保障が重複することがあります。保障が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険からでも保障されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。⁽²⁾
 - (注) 1 保険のみに特約をセットした場合、保険を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が保障の対象外になったときなどは、特約の保障がなくなる場合があります。ご注意ください。

保障が重複する可能性のある主な特約（保障）

今回ご加入いただく保険	保障の重複が生じる他の保険の例
弁護士相談・委任費用補償特約	他の保険にセットされた弁護士費用等補償特約
災害生活支援費用補償特約	普通傷害保険 災害生活支援費用補償特約
被害事故補償特約	普通傷害保険 被害事故補償特約

- 8 保険金額の設定および引受条件等 契約概要**
 - ① 保険金額の設定にあたっては、次のa.～c.にご注意ください。
 - a. お客様が実際に契約する保険金額については、本パンフレットでご確認ください。
 - b. 加入限度は、被保険者につき1加入です。
 - ② 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえてご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談は 商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談は、取扱代理店または共栄火災営業店までご連絡ください。

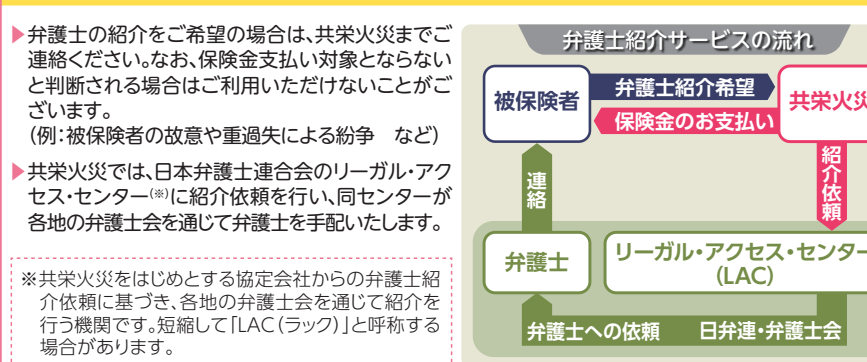
お問い合わせ先 取扱代理店 **生活クラブ共済連** ☎ 0120-808-320 〒160-0022 東京都新宿区新宿6-24-20

生活クラブ生活協同組合・東京 T156-0051 東京都世田谷区恵比寿3-13-13 生活クラブ生活協同組合・神奈川 T222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-2-15 1F77K15F 生活クラブ生活協同組合・埼玉 T333-0857 埼玉県川口市小島町206 生活クラブ生活協同組合・千葉 T261-0011 千葉県千葉市美浜区真砂5-21-12	生活クラブ生活協同組合・長野 T394-0002 長野県岡谷市赤沢2-3-47 生活クラブ生活協同組合・北海道 T004-0041 北海道札幌市厚別区大谷地東1丁目4-15 生活クラブ生活協同組合・茨城 T300-1231 茨城県牛久市猪子町992-676 生活クラブ生活協同組合・山梨 T400-0832 山梨県甲府市南坪町477	生活クラブ生活協同組合・岩手 T020-0834 岩手県盛岡市永井15地割64番1 生活クラブ生活協同組合・静岡 T410-0062 静岡県浜津市宮前町21-4 生活クラブ生活協同組合・愛知 T468-0045 愛知県名古屋市中天白区野並1-120 生活クラブ生活協同組合・栃木 T321-0911 栃木県宇都宮市南門町3426-30	生活クラブ生活協同組合・青森 T030-0113 青森県青森市東一丁目2-18 生活クラブ生活協同組合・新潟 T992-0025 山形県米沢市通町6-16-57 生活クラブ生活協同組合・群馬 T370-1104 群馬県佐波郡玉村町上福島20-3 生活クラブ生活協同組合・福島 T969-1104 福島県本宮市荒井字山神30
---	--	---	---

指定紛争 解決機関 共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 さんぽADRセンター 0570-022-808（ナビダイヤル・通話料有料） 受付時間：平日 午前9:15～午後5:00 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

保険金のお支払いの対象となる場合に弁護士紹介サービスをご利用いただけます。



その他ご留意いただきたいこと

- 1 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報**
 - 引受保険会社の経営が破綻した場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」による保障の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金・返戻金等は、80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金につきましても100%）まで保障されます。
- 2 個人情報取扱い 注意喚起情報**
 - この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスの案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります）。ただし、保健医療等の特別な非公公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
 - 契約等の情報交換について
共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
 - 再保険について
共栄火災は、この保険契約に関する個人情報、再保険契約の締結、再保険契約に基づき通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。
 - ※ 詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページをご覧ください。（<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>）
- 3 重大事由による解除**
 - 次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ① 保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガまたは紛争による損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
 - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたられるおそれがあること
 - ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 4 ご加入の継続について**
 - この保険制度の健全な運営のために、保険金請求状況や年齢などによっては、この制度への継続加入をお断りさせていただくことや保障内容を変更させていただくことがあります。その場合は事前にご連絡します。
- 5 法的トラブルや事故が発生した場合**
 - 法的トラブルや事故が発生した場合には、ただちに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類⁽²⁾等をご提出いただくことがあります。⁽³⁾
(※) 被保険者または保険金受取人であることを確認するための書類として、印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の公的書類をご提出いただくことがあります。
- 6 代理請求制度について**
 - (ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください)
 - この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ること、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

ご加入時のご注意事項

- 1 告知義務（加入申込書の記載上の注意事項） 注意喚起情報**
 - 告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入申込書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。
- 告知事項**
 - 被保険者本人のご職業
 - 他の保険契約⁽¹⁾
 - (注)「他の保険契約」とは、標準傷害保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー・交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー・交通傷害保険などの、身体のケガを保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

- 2 クーリングオフ 注意喚起情報**
 - お申し込み後であってもお申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行う制度があります。本保険はクーリングオフの対象となりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。
- 3 死亡保険金受取人 注意喚起情報**
 - 傷害死亡・保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定することはできません。

ご加入後のご注意事項

- 1 ご注意いただく事項**
 - ご加入後、以下の変更が生じる場合は、取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。
 - 組合員（ご加入者）の住所や氏名が変更となる場合
 - 被保険者本人の氏名が変更となる場合
- 2 解約・脱退時の返戻金 契約概要 注意喚起情報**
 - ご加入後、この保険を解約される場合は取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。この場合、解約のご連絡から保険料の口座引落が停止されるまでに所定の期間（ご加入の生協により異なります。）が必要となります。
- ご確認いただく事項**
 - 保険の解約に際しては、加入時の条件により、保障期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還します。
 - 保障開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。
 - 保険を解約する場合の書類のご提出締切日（書類受付日）は毎月15日（北海道は毎月10日）で保険責任の終了日はご提出締切日の翌月1日の午後4時です。
 - ②の4 保険は、生協の組合員とそのご家族のための保険です。組合員（ご加入者）が生協脱退等により組合員資格を喪失したときは、保険の解約手続きが必要となります。
- 3 被保険者からの解約 注意喚起情報**
 - 被保険者がご加入者以外の方で、一定の条件に該当するときは、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。

- ご加入内容の確認事項**
お申し込みいただく前にご確認ください事項
- 本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入申込書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下事項について再度確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。
- ご確認いただく事項**
- この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているかよくご確認ください。
 - 保障の種類（保険種類・保障する事故の範囲）
 - 保障の内容・特約の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）
 - 保険金額（加入プラン）
 - 保障期間
 - 保険料・払込方法
 - 被保険者の範囲
 - 加入申込書に記載された被保険者の「氏名」「満年齢」「性別」「職業・職種」等に誤りがないかご確認ください。
 - 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

生活クラブ オリジナル 弁護士費用保険



標準傷害保険／弁護士相談・委任費用補償特約

日常生活での `4つの法的トラブル、が対象です！

家主から一方的に家賃を上げるといわれ、応じないと契約を解除するといわれた。

突然、値上げなんて…困ります

子どもがSNS上で、誹謗中傷を受け精神的な苦痛を被った。

弁護士さん助けて！でも、費用が…!!

HELP!

弁護士が必要なトラブルに備える

平和に見える日常生活でも、弁護士の`解決力、が必要なトラブルはいつ起こるかわかりません。弁護士費用保険「HELP!」は、法律のプロである弁護士に相談・委任する費用を保障して、あなたの、そしてお子さまの法的トラブル解決を助けます。

歩行中、自転車が衝突してケガをした。相手が治療費を支払ってくれない。

職場の上司からパワハラを受けて体調を崩し、休職を余儀なくされた。

えーっ

法的トラブルや事故が発生したときのご連絡先 随時随時無料 24時間・365日受付 共栄火災事故受付センター 0120-727-055

※詳しい保障内容は中面を必ずご確認ください。

